

4月1日から 自転車の交通違反に対し「青切符」が導入

16歳以上の方が自転車で交通違反をした場合に、交通反則通告制度(青切符)が適用されます。「青切符」とは、警察官の指導警告に従わない場合や、歩行者や他車両へ危険を及ぼすなど悪質・危険な違反の場合に交付されます。青切符は反則金を納めることで、刑事罰を科されない制度です。
※16歳未満の違反者へは、原則指導警告を行います。

運転免許停止などの処分

基本的に、自転車で違反したとしても運転免許の交通違反の点数が付くことはありません。

しかし、飲酒運転やひき逃げなど特に悪質・危険な交通違反は、運転免許停止処分になることがあります。



青切符対象の違反例



▶並走(3,000円)



▶2人乗り(3,000円)



▶傘差し運転(5,000円)



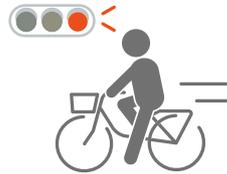
▶無灯火運転(5,000円)



▶一時不停止(5,000円)



▶イヤホンなど装着(5,000円)



▶信号無視(6,000円)



▶携帯電話使用など(保持)(12,000円)

問府中警察署(☎46-0110)

消費生活情報

旅行予約サイトに関するトラブルの相談が増加中!

問府中市消費生活センター(☎44-9188)

所市役所南棟

時毎週月・火・木・金曜日10時~12時、13時~16時 ※祝日・年末年始は除く。

旅行予約サイトは、手軽で便利なため利用者が年々増加しています。しかし便利な反面、トラブルや苦情も増えています。

実際に受けた3つの相談



- ▶旅行予約サイトで1カ月先の往復航空券を予約してすぐにキャンセルの手続きをしたが、各種手数料の名目で金額が差し引かれ、支払ったお金はわずかしか戻ってこなかった。
- ▶予約サイトで国際線航空券申込時に姓と名を逆に入力したため、出発時に搭乗を拒否され、返金も受けられなかった。
- ▶予約サイトでホテルを二重予約してしまい、片方を取り消したら取消料が100%だった。

予約サイトの注意点

旅行業者が扱う旅行には、主に以下の2パターンがあります。ネットで申し込む時には、内容をよく確認し、万全の注意を払いましょう。



	①募集型企画旅行	②手配旅行契約
概要	事前に旅行の目的地や日程、宿泊先などを定めて販売	旅行会社が旅行者の希望する航空券などを手配
取消料など	料率が「約款」で定められている	航空会社や宿泊機関が決めた取消料や払戻手数料に加え、旅行会社の事務手数料などが別にかかる

「手配旅行契約」のネット予約では、航空券の名前との間違いが多くあります。申し込み済みの場合、変更は不可能です。原則一度予約を取り消して、再度申し込む必要があります。海外の旅行予約サイトでは取消料100%になることもあるので注意しましょう。